【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（投資運用業の範囲）

**第一条の十一**　法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（投資運用業の範囲）

**第一条の十一**　法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利とする。

（改正前）

（新設）